○ 指定糖売買要領

[昭和40年12月25日付] [40糖安第143号(輸)]

最終改正 令和7年3月28日付6農畜機第8607号

(総則)

第1条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)の規定による指定糖の買入れ及び売戻しについては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書(平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号)その他独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(売渡しの対象)

第2条 価格調整法第5条第1項の規定による機構への売渡しの対象となる指 定糖は、別表1に掲げるもののうち、別表2に掲げるもののいずれにも該当し ないものとする。

(売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出)

- 第3条 指定糖につき関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあっては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、価格調整法第5条第1項及び価格調整法第8条第1項の規定により指定糖の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み(以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。)をしようとするときは、あらかじめ「売買手続届出書」(別紙第1号様式)を機構に届け出るものとする。なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に届け出るものとする。
- 2 機構は、前項の売買手続届出書に売買用Webサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Webサイトを利用するときに必要なログインIDを「ログインID通知書」(別紙第2号様式)に記載し、指定糖輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に通知するものとする。
- 3 機構からログインIDの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインID及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。
- 4 指定糖輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者は、当該指定糖が砂糖水である場合にあっては、その輸入申告に係る砂糖水

の商品別に含まれる固形分としての砂糖の割合に係る資料(成分表又は分析表等の内容を証する書面)の写しを売渡し及び買戻しの申込みの前に機構に提出して、その確認を受けるものとする。

(売渡し及び買戻しの申込み)

- 第4条 指定糖輸入申告者等は、売渡し及び買戻しの申込みをしようとするときは、当該売渡し及び買戻しの申込みに係る指定糖の輸入申告の時について適用される平均輸入価格(価格調整法第6条第1項に規定する平均輸入価格をいう。以下同じ。)の適用期間の初日から輸入申告の前までに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号。以下「価格調整法施行令」という。)第4条各号の条件を付した別紙第3号-1様式の「指定糖売渡し及び買戻し申込書」(保税精製糖以外の精製糖にあっては別紙第3号-2様式、特定混合糖にあっては別紙第3号-3様式の計算表を添付したもの。以下「売渡・買戻申込書」という。)を売買用Webサイトを利用する方法により、作成し、提出するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、指定糖輸入申告者等が売買用Webサイトにより 難い場合であって機構が特に認めるときは、当該指定糖輸入申告者等は、郵送 又は持参のいずれかの方法により売渡・買戻申込書を提出することができる。 この場合においては、当該指定糖輸入申告者等は、売渡・買戻申込書を2通提 出するものとする。
- 3 当該指定糖(混合糖にあっては、当該混合糖に含まれる砂糖)の全部又は一部が価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、売渡・買戻申込書には、当該超えることとなる数量に該当する部分については、当該農林水産大臣が通知した数量を超えない数量に該当する部分と区別して記載するものとする。
- 4 価格調整法施行令第4条第4号イ若しくは口に規定する本邦から輸出される粗糖及び価格調整法施行令第3条第1項に規定する高糖度原料糖(以下「高糖度原料糖」という。)以外の指定糖若しくは食品又は同号ハに規定する製品の製造を行う者は、売買用Webサイトを利用して製造工場の届出を行うものとし、製造工場に係る取扱いは、「指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について」(平成19年9月5日付け19農畜機第1870号)の定めるところによるものとする。
- 5 売渡・買戻申込書には、次に掲げる書面及び「売買申込み送り状」(別紙第4号様式)を添付するものとする。ただし、機構が支障がないと認めるときは、 その一部を省略することができる。
 - (1) 当該指定糖の関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)第 59 条第1項の 規定による輸入申告書の写し

- (2) 当該指定糖の関税法第43条の3第1項(同法第61条の4において準用する場合を含む。)の規定による承認書の写し又は保税地域(同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。)に搬入されたことを証する書面の写し又は同法第34条の2に定められた帳簿の写し等
- (3) 当該指定糖の種類及び種類ごと(当該指定糖が砂糖水である場合にあっては当該砂糖水に含まれる固形分としての砂糖の割合別)の数量が確認できる書面(仕入書、梱包明細書又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第27条の規定により厚生労働省検疫所が交付する食品等輸入届出書等)の写し
- (4) 当該指定糖が粗糖及び高糖度原料糖以外のものである場合にあって、売渡し及び買戻しの申込みを行う者(以下「売渡等申込者」という。)が指定糖輸入申告者等でないときにあっては、これらの者の委任関係又は所有権の移転関係を証する書面(当該指定糖の輸入申告に際し、税関に提出する売買契約書又は譲渡証明書等)の写し
- (5) 当該指定糖が粗糖及び高糖度原料糖である場合にあって、売渡等申込者が指定糖輸入申告者等又は価格調整法第24条第1項に規定する農林水産大臣が定める数量の通知を受けた者でないときは、これらの者の委任関係を証する書面
- (6)当該指定糖が関税法第56条第1項に規定する保税工場又は同法第61条第1項の規定により指定された場所における保税作業によって製造されたものである場合にあっては、その旨を証する書面(保税工場において第1次保税作業終了後、輸入(移出)申告される場合には移入承認書及び同法第61条の2第2項に規定する報告書、第2次保税工場に移入後輸入(移出)申告される場合には、当該第2次保税工場への移入承認書)の写し
- (7) 当該指定糖が高糖度原料糖である場合にあっては、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第33条第1項の規定により税関長に提出する書面(軽減税率等適用明細書)の写し及び当該書面に添付する同条第2項第3号の証明書の写し
- (8)当該指定糖が保税精製糖以外の精製糖又は特定混合糖若しくは当該指定 糖の関税が従価従量選択税である場合にあっては、当該指定糖の輸入港本船 渡しによる価格を算出するために必要な当該指定糖の仕入書その他の輸入 取引に係る資料(第1号に規定する輸入申告書の写しで確認できる場合を除 く。)
- (9)当該指定糖が混合糖である場合にあっては当該混合糖の砂糖含有率並び に当該混合糖に含まれる砂糖以外の糖の種類及び当該砂糖以外の糖の当該 混合糖に占める割合に係る資料(仕入書、成分表又は分析表等の内容を証す

る書面) の写し

- (10) 粗糖以外の当該指定糖の全部又は一部について、関税定率法(明治 43 年法律第54号)第13条第1項又は第19条第1項の規定によりその関税の 軽減又は免除を受けようとする場合にあっては、その旨の申立書及び関税定 率法施行令(昭和29年政令第155号)第7条第1項(同令第49条において 準用する場合を含む。)に規定する書面の写し並びに当該指定糖の全部又は 一部に関税の徴収が行われることとなった場合に第11条に規定する売戻し の価格を当該指定糖が輸入申告されたときに適用された同条ただし書の価 格に訂正されることがあっても異存がない旨の「同意書」(別紙第5号様式) (11) 当該指定糖の全部又は一部について、価格調整法施行令第4条第3号に 掲げる条件を付して売渡しの申込みを行うことにより指定糖の売戻しの対 価から買入れの対価を控除して得た額(以下「売買差額」という。)の免除 を受けようとする場合にあっては、同条に規定する試験開発証明書(以下「試 験開発証明書」という。)の写し、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号) 第8条の6第1項の割当てを受けて輸入することを証する書面の写し、「条 件付き売買契約に係る申立書(試験・開発用)」(別紙第6号-1様式)及び 当該条件に従った用途(「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先 進的な協定第2章附属書2‐Dの日本国の関税率表付録Aの第B節 32(a) (ii)の証明書(TWQ - J P32 に係る試験開発証明書)の取扱いについて↓ (平成 30 年 11 月 6 日付け 30 政統第 1284 号政策統括官通知又は「経済上 の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章付属書2 - A第3編 の日本国の関税率表第B節の17(a)(ii)の証明書(TRQ-16に係る試験 開発証明書)の取扱いについて」(平成30年12月21日付け30政統第1499 号政策統括官通知。以下「試験開発証明書通知」と総称する。) 6に定める 試験開発計画書に掲げる用途を含む。)に使用されなくなった場合には当該 指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除されなくなり、かつ、第 11 条に規 定する売戻しの価格を当該指定糖が輸入申告されたときに適用された同条 ただし書の価格に訂正されることがあっても異存がない旨の「同意書(試験・ 開発用)」(別紙第6号-2様式)
- (12) 当該粗糖又は高糖度原料糖の全部又は一部について、価格調整法施行令 第4条第4号イ及びハに掲げる条件を付して売渡しの申込みを行うことに より粗糖又は高糖度原料糖の売買差額の免除を受けようとする場合にあっ ては、「条件付き売買契約に係る申立書」(別紙第6号-3様式)及び同号イ に規定する輸出貨物又は同号ハに規定する製品の製造に使用されなかった 場合に当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除されなくなり、かつ、第 11条に規定する売戻しの価格を当該粗糖又は高糖度原料糖が輸入申告され

たときに適用された同条ただし書の価格に訂正されることがあっても異存 がない旨の「同意書」(別紙第6号-4様式)

- (13) 当該指定糖の全部又は一部について、価格調整法第 10 条の規定により機構の買入れ及び売渡しの価格の減額を受けようとする場合にあっては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「価格調整法施行規則」という。)第8条第2項に規定する申請書及び関税定率法施行令第3条第1項に規定する書面の写し
- (14) その他機構が必要に応じて求める書面

(担保の提供)

- 第5条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、 遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第8条第3項の規定による 担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ担保の提供が あった場合は、この限りでない。
- 2 前項の担保は、当該指定糖の売買差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構が別に定めるところによるものとする。
- 3 提供された担保には、利子を付さない。

(申込みに対する承諾等)

- 第6条 機構は、第4条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、 前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手続に瑕疵の ある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。
- 2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定糖の価格調整 法第8条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。
- 3 前2項の承諾は、「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」(別紙第3号-1様式)(保税精製糖以外の精製糖にあっては別紙第3号-2様式、特定混合糖にあっては別紙第3号-3様式の計算表を添付したもの。以下「承諾書」という。)を交付して行うものとし、併せて、関税法第70条第1項の規定による税関への証明の用に供するため、求めに応じ、その写しの電磁的記録を売渡等申込者又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に送付するものとする。
- 4 指定糖の買入れ及び売戻しの契約(以下「買入・売戻契約」という。)は、 承諾書を交付することにより成立するものとする。

(輸入許可等の確認)

第7条 買入・売戻契約の相手方は、当該契約に係る指定糖につき関税法第67条の規定による輸入の許可(同法第73条第1項に規定する承認がされた場合にあっては、当該承認。以下「輸入許可等」という。)がされたときは、当該

輸入許可等がされた日から起算して7日以内に当該指定糖について輸入許可等がされたことを証する書面(以下「輸入許可書等」という。)の写しを機構に提出するものとする。ただし、輸入許可等がされた日から起算して7日を経過する日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって提出期限とする。

(所有権の移転時期等)

- 第8条 買入・売戻契約に係る指定糖の所有権は、当該指定糖につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該指定糖の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。
- 2 機構は、当該契約に係る指定糖についての危険負担を負わず、かつ、保管料、 保険料等を負担しないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第9条 買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す指定糖の数量は、 売渡・買戻申込書に記載された数量(当該数量が第21条第1項の規定により 変更された場合には、その変更後の数量)によるものとする。

(買入れの価格)

第10条 買入・売戻契約に係る指定糖の買入れの価格は、価格調整法第7条の 規定に基づく別表3により算出される価格とする。

(売戻しの価格)

第11条 買入・売戻契約に係る指定糖の売戻しの価格は、価格調整法第9条第1項の規定に基づく別表4-1により算出される価格とする。ただし、当該指定糖(混合糖にあっては、当該混合糖に含まれる砂糖)の全部又は一部が価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第23条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る指定糖の売戻しの価格は、価格調整法第24条第1項の規定に基づく別表4-2により算出される価格(価格調整法第9条第1項の規定により算出される価格に価格調整法第24条第1項の規定により算出される価格に価格調整法第24条第1項の規定により算出される価格に価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定めて告示した額を加えて得た額)とする。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第12条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖が機構への売渡し前に変質した もので、価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があった 場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額するこ とができる。

- 2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の 額は、別表5に基づき、第10条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、 それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該指定糖の輸入価格(関税の額に 相当する金額を除く。)が低下した割合として機構が税関の決定する減額を勘 案して決定する割合を乗じて得た額とする。
- 3 機構は、価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書を受理した場合、減額がないものとした場合の数量及び価格により売渡し及び買戻しの申込みをさせるものとする。

(対価の支払等)

- 第13条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖につき当該契約の相手方から第7条の規定により輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該指定糖の売買差額を機構の指定する金融機関に当該指定糖に係る輸入許可等が行われた日(前条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可が行われた日)から起算して7日以内に納付すべき旨の「納付通知書(個別納付)」(別紙第7号-1様式)を当該契約の相手方に交付するものとする。
- 2 機構は、当該契約の相手方が、その月(以下「特定月」という。)において 輸入許可等を受けようとする指定糖に係る売買差額を機構の指定する金融機 関に一括納付したい旨を特定月の前月末日までに機構に申請したときは、前 項の規定にかかわらず、特定月の末日の翌日から起算して10日以内に納付す べき旨の「納付通知書(一括納付)」(別紙第7号-2様式)を当該契約の相手 方に交付するものとする。
- 3 前項に規定する売買差額の一括納付の申請は、「指定糖売買差額一括納付申請書」(別紙第8号-1様式)を機構に提出して行うものとし、機構は、「指定糖売買差額一括納付承認書」(別紙第8号-2様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 第1項の納付通知書は、当該契約に係る粗糖以外の指定糖について関税定率法第13条第1項又は第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除されることとなったときは、交付しないものとする。
- 5 第1項の納付通知書は、次のいずれかに該当するときは、同項の規定にかか わらず交付しないものとする。
 - (1)当該契約に係る指定糖について、製品の試験又は開発に使用されるもの として価格調整法施行令第4条第3号に掲げる条件を付して売渡しの申込 みがなされたとき
 - (2)当該契約に係る粗糖又は高糖度原料糖について、本邦から輸出される粗 糖及び高糖度原料糖以外の指定糖の製造に使用されるものとして価格調整

法施行令第4条第4号イに掲げる条件を付して売渡しの申込みがなされたとき又は価格調整法施行規則第1条の2第2項に定める製品の製造に使用されるものとして同号ハに掲げる条件を付して売渡しの申込みがなされたとき

- 6 第4項の規定が適用された場合における当該粗糖以外の指定糖について関税定率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われることとなった場合には、機構は、遅滞なく、7日以内において適当と認める納期限を定めた売買差額を納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。
- 7 第5項第1号の規定が適用された当該契約に係る指定糖について当該条件に従った用途に使用されなくなった場合には、機構は、当該指定糖の輸入の際に付された試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について、遅滞なく、7日以内において適当と認める納期限を定めた売買差額を納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。ただし、機構が別に定めるところにより行う実地確認により、当該条件に従った用途に使用されなかったことが明らかになった場合には、機構は、当該試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について、遅滞なく、速やかに売買差額を納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。
- 8 第5項第2号の規定が適用された当該契約に係る粗糖又は高糖度原料糖について、当該条件に従った用途に使用されなくなった場合には、機構は、遅滞なく、7日以内において適当と認める納期限を定めた売買差額を納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。ただし、機構が別に定めるところにより行う実地確認により、当該条件に従った用途に使用されなかったことが明らかになった場合には、機構は、遅滞なく、速やかに売買差額を納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。
- 9 機構は、当該契約に係る指定糖につき当該契約の相手方から第7条に規定する期限を超えて輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該指定糖の売買差額を機構の指定する金融機関に次に掲げる期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。
 - (1)第1項の規定による個別納付をする場合は、当該契約に係る指定糖の輸入許可等が行われた日(前条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可が行われた日。以下この項において同じ。)から起算して7日を経過する日
 - (2)第2項の規定による一括納付をする場合は、当該契約に係る指定糖の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して10日を経過する日

- (3)次条第1項の規定による個別延長をする場合は、当該契約に係る指定糖の輸入許可等が行われた日から起算して3月を経過する日
- (4)次条第2項の規定による包括延長をする場合は、当該契約に係る指定糖の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過する日

(納期限の延長)

- 第14条 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長(以下「個別延長」という。)を受けたい旨を当該契約に係る指定糖の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条第1項の規定にかかわらず、その納期限を、輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可が行われた日)から起算して3月以内に限り延長することができる。
- 2 機構は、当該契約の相手方が、特定月において輸入許可等を受けようとする 指定糖に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにそ の延長(以下「包括延長」という。)を受けたい旨を機構に申請したときは、 前条第1項の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受け る指定糖に係る売買差額の納期限を、特定月の末日の翌日から起算して3月 以内に限り延長することができる。
- 3 機構は、指定糖に係る売買差額の納期限を第1項の規定により個別延長をした場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可が行われた日)から3月以内に納付すべき旨の納付通知書(個別納付)を、前項の規定により包括延長をした場合にあっては特定月の末日の翌日から起算して3月以内に納付すべき旨の納付通知書(個別納付)を、それぞれ当該契約の相手方に交付するものとする。
- 4 前条第1項、第2項、第6項、第7項本文、第8項本文若しくは第9項又は 前項の規定による納期限が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日 の翌日をもって当該納期限とする。
- 5 第1項及び第2項に規定する納付期限の延長申請は、「指定糖売買差額納付期限延長申請書」(別紙第9号-1様式)を機構に提出して行うものとし、機構は「指定糖売買差額納付期限延長承認書」(別紙第9号-2様式)を申請者に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第15条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する

売買差額の納付があったものとする。

- 2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合 には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとす る。
- 3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。
- 4 機構は、第1項及び前項の規定により売買差額に充当したときは、「領収済 通知書」(別紙第10号様式)を当該契約の相手方に交付できるものとする。 (売買差額納付後の担保の取扱い)
- 第16条 第13条第1項、第2項、第6項、第7項本文、第8項本文若しくは 第9項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納 付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の取扱いについては、指定糖、 異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領(昭和57年10月 1日付け57蚕糖第931号(経))の定めるところによる。

(延納金)

- 第17条 機構は、第14条第3項の規定による納付通知書(個別納付)の交付を受けた者が当該納付通知書(個別納付)に係る指定糖の輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、輸入許可が行われた日。以下この条において同じ。)から起算して7日以内に売買差額を納付しないときは、その売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日から起算して7日を経過する日の翌日から当該売買差額を納付する日(当該納付する日が当該売買差額の納期限の到来する日以後の日である場合にあっては、当該納期限の到来する日)までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延納金を請求するものとする。(納付の督促)
- 第18条 機構は、第13条第1項、第2項、第6項、第7項本文若しくは第8項本文又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限から20日以内に、第13条第7項ただし書、第8項ただし書又は第9項第1号若しくは第2号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納付通知書を交付した日から20日以内に、同項第3号又は第4号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限又はその納付通知書を交付した日のいずれか遅い日から20日以内に、督促状によりその納付を督促するものとする。(延滞金)

- 第19条 機構は、第13条第1項、第2項、第6項、第7項本文、第8項本文若しくは第9項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その未納に係る売買差額に対し当該納期限の翌日から、第13条第7項ただし書又は第8項ただし書の規定による納付通知書の交付を受けた者に売買差額を納付させるときは、その未納に係る売買差額に対し同条第5項第1号の規定が適用された買入・売戻契約に係る指定糖にあっては製品の試験又は開発以外の用途に使用された日の翌日から、同条第5項第2号の規定が適用された当該契約に係る粗糖又は高糖度原料糖にあっては価格調整法施行規則第1条の2第2項に定める製品の製造以外の用途に使用された日の翌日から、それぞれ当該売買差額を納付する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。
- 2 機構は、第15条の規定による担保として提供された金銭をもって売買差額へ充てる旨の申し出があった場合であって、当該契約に係る指定糖につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が輸入許可書等の写しを第7条に規定する期限までに提出していないことが明らかになったときは、当該契約に係る売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあっては、当該指定糖に係る輸入許可が行われた日)から起算して7日を経過する日の翌日から機構が当該金銭担保を売買差額に充当する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第20条 機構は、第18条の督促状を発した日から10日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更)

- 第21条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖の全部又は一部について、売渡・ 買戻申込書の売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額又は売買差額が、 輸入申告又は輸入許可等に基づく売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価 額又は売買差額と異なると認めるときは、当該契約の相手方の同意を得て、当 該契約を変更して一致させるものとする。
- 2 機構は、当該契約に係る指定糖について前項の規定による変更をする場合 において、変更をした場合の契約に基づく担保の額が提供済の担保の額を上 回るときは、当該上回る額に相当する額の担保の提供を求め、その提供があっ た後に当該契約の変更を行うものとし、当該担保の額が提供済の担保の額を

下回るときは、当該下回る額に相当する担保を返還するものとする。

3 機構は、当該契約に係る指定糖について第1項の規定による変更を行う必要があるときは、第13条第1項若しくは第2項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を行う前に当該変更を行うものとする。

(修正申告等がなされた場合の契約の変更)

- 第21条の2 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖の全部又は一部について、 当該契約の相手方から提供を受けた次に掲げる書面に基づき計算された売買 差額が当該契約に係る売買差額と異なると認めるとき又は当該書面に基づき 別表1に掲げる売渡しの対象に分類されなくなったと認めるときは、これに 応じて、当該契約を変更するものとする。
 - (1) 関税法第7条の14の規定による修正申告がなされた場合は、関税法施行令第4条の16に規定する税関長に提出した修正申告書及び当該修正申告に係る関税が納付されたことを証する書面の写し
 - (2) 同法第7条の16第1項の規定による更正又は同条第2項の規定による 決定がなされた場合は、同条第4項に規定する更正通知書又は決定通知書の 写し
- 2 機構は、前項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を 上回るときは、当該上回る額を徴収するものとする。この場合、当該契約に係る納期限(第 15 条の規定による金銭担保を売買差額に充当した場合は、当該 契約に係る輸入許可等が行われた日から起算して7日を経過する日。以下こ の項において同じ。)までに当該上回る額が納付されないときは、当該納期限 の翌日から当該上回る額を納付する日までの日数に応じ、第 19 条第 1 項に規 定する機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せ て徴収することができる。
- 3 機構は、第1項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該下回る額を返還するものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」(別紙第14号様式)を提出するものとする。
- 4 機構は、前項に規定する当該下回る額の返還に際しては、当該下回る額に対し利息は支払わないものとする。ただし、同項に該当する場合であって、第1項第2号の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該売買差額の納付が行われた日から関税法第7条の16第1項の規定による更生又は同条第2項の規定による決定がなされた日までの日数に応じ、当該下回る額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 5 第19条第3項の規定は、前項の利息の計算について準用する。

- 6 第3項の規定に基づく当該下回る額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可がされた日から5年以内に限って行うものとする。 (契約の解除)
- 第22条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該契約の全部又は一部を解除するものとする。
 - (1)当該契約に係る平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき
 - (2) 当該契約に係る指定糖の輸入許可等がなされなかったとき
 - (3) 関税定率法第19条第1項の規定による関税の払戻しがされたとき
 - (4) 関税定率法第 13 条第7項又は第 19 条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき
 - (5)当該契約に価格調整法施行令第4条第3号に掲げる条件が付されていた場合であって、試験開発証明書通知10の(2)に規定する農林水産省農産局長による確認がなされたとき
 - (6)当該契約に価格調整法施行令第4条第4号に掲げる条件が付されていた場合であって、本邦から輸出される粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖又は価格調整法施行規則第1条の2第1項に定める食品若しくは同条第2項に定める製品に使用されたとき
 - (7)関税定率法第13条第7項ただし書(同法第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による亡失若しくは滅却があった場合又は同法第20条第1項に規定する再輸出若しくは同条第2項に規定する廃棄がされた場合であって、天災その他当該契約の相手方の責めに帰すことのできない事由があったと機構が特に認めたとき
 - (8) 当該契約に係る売渡価額、買戻価額又は売買差額の計算が価格調整法の 規定に従っていなかったとき又は当該計算に誤りがあったとき
- 2 機構は、前項第3号から第7号までの規定による当該契約の解除について は、次に掲げる書面の提出を受けて行うものとする。
 - (1)前項第3号の場合にあっては、当該指定糖について関税の払戻しがされたことを証する書面(輸出貨物の製造用原料品に係る関税の払戻し申請書及び関税定率法施行令第53条の2第2項の規定により輸出済みの旨を税関で確認された同条第1項に規定された輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書(貨物製造証明書))の写し
 - (2)前項第4号の場合にあっては、当該指定糖に係る製品の税関による検査 (関税定率法施行令第9条(同令第49条において準用する場合を含む。)の 規定による検査をいう。)が完了したことを証する書面(同令第9条第3項

に規定する製品検査書(同令第50条の規定により製品検査書の交付を要しないものに該当する場合は製造終了届))の写し及び関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が免除された指定糖について当該指定糖に係る製品が同項後段の期間内に輸出されたことを証する書面(輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面)の写し

- (3) 前項第5号の場合にあっては、試験開発証明書通知10の(1) に規定する試験開発計画終了報告書の写し
- (4)前項第6号の場合にあっては、価格調整法施行令第4条第4号イの条件に基づく契約解除については「条件付き売買契約に係る製造終了及び輸出完了報告書」(別紙第11号様式)、同号ロの条件に基づく契約解除については「輸出貨物の製造及び輸出完了報告書」(別紙第12号様式)、同号ハの条件に基づく契約解除については「条件付き売買契約に係る製造終了報告書」(別紙第13号様式)
- (5)前項第7号の場合にあっては、亡失があったときは関税定率法施行令第49条において準用する同令第11条第1項に規定する税関長に提出した届出書の写し、滅却があったときは同令第49条において準用する同令第11条第2項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し、再輸出されたときは同令第56条第1項に規定する申請書及び輸出されたことを証する書面(輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面)の写し、廃棄されたときは同令第56条第2項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し
- 3 機構は、当該契約を解除したときは、当該契約の締結に当たり提供を受けた 担保又は既に徴収した当該契約に係る売買差額を当該契約の相手方に返還す るものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の 相手方は、「売買差額返還請求書」(別紙第14号様式)を提出するとともに次 の書類を添付するものとする。
 - (1) 粗糖以外の指定糖で機構と当該契約をしたものについては、「貨物製造証明書」の写し
 - (2) 粗糖又は高糖度原料糖で機構と当該契約をしたものについては、「輸出 貨物の製造及び輸出完了報告書」、輸出製品における砂糖の含有量が把握で きる第三者機関が発行する分析表の写し及び輸出許可書の写し
 - (3)売買差額の返還請求者が機構と当該契約をした者と異なるときは、その関係を証する委任状又は譲渡証明書(別紙第15号様式)
- 4 機構は、当該契約を解除したときは、別に定めるところによる実地確認を行 うことができるものとし、当該契約を解除された指定糖の全部又は一部が、次 の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該各号に掲げ る指定糖の数量について当該契約の解除がなされなかったものとして取り扱

うものとする。

- (1)第13条第5項第1号の規定が適用された当該契約に係る指定糖について製品の試験又は開発に使用されなくなった場合 当該試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量の数量
- (2) 第13条第5項第2号の規定が適用された当該契約に係る粗糖又は高糖 度原料糖について、本邦から輸出される粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖 又は価格調整法施行規則第1条の2第2項に定める製品の製造に使用され なくなった場合 当該使用されなくなった粗糖又は高糖度原料糖の数量
- 5 機構は、第3項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対し 利息は支払わないものとする。ただし、第1項第8号に該当する場合において は、当該売買差額の納付が行われた日から返還の請求が行われた日までの日 数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額 に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 6 第19条第3項の規定は、前項の利息の計算について準用する。
- 7 第3項の規定に基づく売買差額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可が された日から5年以内に限って行うものとする。
- 8 機構は、第1項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方に対し、機構が定める基準により算出される額の違約金を徴収することができるものとする。

(高糖度原料糖の用途外使用の取扱い)

- 第23条 高糖度原料糖として買入・売戻契約を締結した指定糖の全部又は一部が精製用以外の用途に供され、又は精製用以外の用途に供するために譲渡されたときは、当該契約の買入れ及び売戻しの価格は、当該指定糖が特殊糖であるとして計算した価格に変更されるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により買入れ及び売戻しの価格が変更された場合において、既に高糖度原料糖として計算した売買差額について納付通知書を交付しているときは、当該契約の相手方に対し、買入れ及び売戻しの価格を変更後の売買差額から当該納付通知書に記載された売買差額を差し引いた額を速やかに納付すべき旨の納付通知書を交付するものとする。
- 3 前項の規定により納付通知書を交付したときは、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において第 19 条第 1 項中「価格調整法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に定める製品の製造以外の用途に使用された日」とあるのは、「精製用以外の用途に供され、又は精製用以外の用途に供するために譲渡された日」と読み替えるものとする。
- 4 機構は、高糖度原料糖として当該契約を締結した指定糖が精製用に使用されていることを確認する必要があると認めるときは、当該契約の相手方に対

し、必要な書類の提出、実地確認等を求めることができるものとする。 (損害賠償)

第24条 買入・売戻契約の相手方は、その責に帰すべき事由により、当該契約 に関し機構に損害を及ぼしたときは、機構の認定した当該損害の額を賠償し なければならないものとする。

(その他)

第25条 この要領に定める事項のほか、指定糖の買入れ及び売戻しについて 必要な事項は機構が別に定める。

附 則 (昭和63年12月20日付63蚕糖第1384号(総))

この要領は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日付元蚕糖第6号(総))

この規程等は、平成元年1月8日から施行する。 附 則(平成元年3月13日付元蚕糖第212号(総))

この規程等は、平成元年4月1日から施行する。 附 則(平成元年4月1日付元蚕糖第341号(総))

この要領等は、平成元年4月1日から施行する。 附 則(平成2年3月31日付2蚕糖第327号(総))

この規程等は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成4年3月31日付4蚕糖第335号(総))

この要領は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成4年5月25日付4蚕糖第449号(総))

この要領は、平成4年5月25日から施行する。 附 則(平成5年3月25日付5蚕糖第231号(総))

この規程等は、平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成5年4月30日付5蚕糖第447号(総))

- この要領は、平成5年4月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。 附 則(平成8年10月1日付8総第49号)
- この要領は、平成8年10月1日から施行する。 附 則(平成12年4月1日付11農畜団第2707号)
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成12年9月29日付12農流輸第182号)
- この要領は、平成12年9月29日から施行し、平成12年10月1日から適用する。 附 則(平成12年12月18日付12農流輸第238号)
- この要領は、平成12年12月18日から施行し、平成13年1月6日から適用する。 附 則(平成14年3月18日付13農流輸第189号)

- この要領は、平成14年3月18日から施行し、平成14年4月1日から適用する。 附 則(平成15年10月1日付15農畜機第63号)
- この要領は、平成15年10月1日から施行する。 附 則 (平成19年4月1日付18農畜機第4740号)
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年9月5日付19農畜機第1870号)
- 1 この要領は、平成19年9月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年10月1日以降に売渡し及び買戻し申込みをする指定 糖について適用し、同年9月30日以前に売渡し及び買戻し申込みを行う指定 糖については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 3 月 29 日付 22 農畜機第 5217 号)

この要領は、平成23年3月29日から施行する。 附 則(平成24年9月7日付24農畜機第2484号)

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

附 則(平成27年1月15日付26農畜機第4355号) この要領は、平成27年1月15日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 21 日付 27 農畜機第 3530 号)

- 1 この要領は、平成27年12月21日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年1月1日以降に売渡し及び買戻し申込みを する指定糖について適用するものとし、同日前に売渡し及び買戻し申込み をする指定糖については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 2 月 19 日付 29 農畜機第 5802 号)

- 1 この要領は、平成30年2月19日から施行する。また、この要領の改正に 伴い義務売渡しに係る指定糖売買要領細則(平成19年9月5日付19農畜 機第1870号)、インターネット方式等による義務売渡しに係る指定糖売買 手続きについて(平成19年9月5日付19農畜機第1870号。以下「インタ ーネット規程という。」)、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関す る法律に基づき税関手続が行われる指定糖の売渡申込書の添付書類等につ いて(昭和57年2月16日57蚕糖第128号(輸))及び指定糖、異性化糖等 又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約に係る委任状について(平成15 年10月1日付15農畜機第63号)は廃止する。
- 2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後のこの要領第 3条第1項の規定の例により提出された同項に規定する売買手続届出書は、 施行日において同項の規定より提出された売買手続届出書とみなす。
- 3 施行日前に廃止前のインターネット規程第1に規定するインターネット 方式を利用する者が廃止前のインターネット規程第2の(1)の規定により

提出した売渡申込者届出書の印鑑、ファクシミリ番号、担当者の氏名、メールアドレス、部署名、住所及び電話番号について、施行日において変更がない場合には、施行日において改正後のこの要領第3条第1項の規定によりこれらの事項が記載された同項に規定する売買手続届出書が提出されたものとみなす。

4 施行日前において、改正前のこの要領第2条第1項に規定する義務売渡・買 戻申込書の提出方法について、廃止前のインターネット規程第1の規定に基 づき電子メール又はファクシミリ方式としていた者は、施行日後当分の間、施 行日前の方式により、改正後のこの要領第4条第1項に規定する売渡・買戻申 込書を提出することができる。

附 則 (平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5260 号)

この要領は、平成30年12月30日から施行する。

附 則 (平成 31 年 1 月 31 日付 30 農畜機第 6057 号)

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日付 31 農畜機第 788 号)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日付元農畜機第3816号)

この要領は、令和元年9月27日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日付2農畜機第3414号)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日付2農畜機第7155号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日付3農畜機第1834号)

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前の規定により農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」 という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。)は、改 正後の相当規定により農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が した処分等とみなし、改正前の規定により政策統括官に対してされた申請そ の他の行為(以下「申請等」という。)は、改正後の相当規定により農産局 長に対してされた申請等とみなす。

附 則 (令和4年12月6日付4農畜機第4730号)

この要領は、令和4年12月6日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日付4農畜機第7123号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日付6農畜機第8607号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 売渡しの対象となる指定糖

種類	統計品目番号	備
粗	1701. 12—100 1701. 14—110	甘しゃ又はてん菜を原料とする分 蜜した砂糖であって、乾燥状態に おいて全重量に対するしょ糖の含 有量が検糖計の読みで 98.5 度未 満に相当するもの(車糖、でん粉を 加えた粉糖その他これらに類する もの、香味料を加えたもの及び着 色したものを除く。)
高糖度原料糖	1701. 14—200	甘しゃを原料とする分蜜をした砂糖であって、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読みで98.5度以上99.3度未満に相当するもの(車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)のうち、価格調整法施行規則第1条に規定する方法により精製するために輸入されるもの
精製糖	1701. 99—200	甘しゃ又はてん菜を原料とする分 蜜した砂糖であって、製造過程に おいて精製工程を経たもの(着色 香嗜添加成型等の二次的加工工程 を経たものを除く。)及び化学的に 純粋なしょ糖
氷 砂 糖	1701. 91—000 1701. 99—100	氷砂糖その他これに類するもの (香味料を加えたもの及び着色し たものを含む。)
角砂糖	1701. 91—000 1701. 99—100	角砂糖その他これに類するもの (香味料を加えたもの及び着色し たものを含む。)

	種類	統計品目番号	備
特殊糖	高糖度粗糖	1701. 12—200 1701. 14—200 1701. 99—200	甘しゃ又はてん菜を原料とする分 蜜した砂糖であって、乾燥状態に おいて全重量に対するしょ糖の含
			有量が検糖計の読みで98.5度以上 に相当するもの(車糖、でん粉を加 えた粉糖その他これらに類するも の、香味料を加えたもの及び着色 したものを除く。)
_	香味着色糖 粉 糖 顆 粒 糖 そ の 他	1701. 91—000 1701. 99—200 1701. 99—200 1702. 90—110	甘しゃ又はてん菜を原料とする分 蜜した砂糖(本表の他の分類に属 するものを除く。) 甘しゃ又はてん菜以外のものを原
_	砂 糖 水香味着色糖水	1702. 90—211 2106. 90—221	料とする分蜜した砂糖 分蜜した砂糖水(香味料を加えた もの及び着色したものを除く。) 分蜜した砂糖水(香味料を加えた
混合糖	混 合 糖 (粗糖)	1702. 30—210 1702. 40—210 1702. 60—210	もの及び着色したもの。) 粗糖と砂糖以外の糖とを混合した 糖(香味料を加えたもの及び着色 したものを除く。)
	混 合 糖 (粗糖以外) 特 定 混 合 糖	1702. 90—521 1702. 30—210 1702. 40—210 1702. 60—210 1702. 90—521 1702. 30—210 1702. 40—210 1702. 60—210	精製糖、氷砂糖、角砂糖又は特殊糖と砂糖以外の糖とを混合した糖(香味料を加えたもの及び着色したものを除く。) 保税精製糖以外の精製糖と砂糖以外の糖とを混合し、かつ、加工していない混合糖のうち、粉状又は粒
		1702. 90—521	状のもの

別表2 売渡しを要しない指定糖

関税が免除されるものである場合(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。) 2 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国	<u> </u>	2 冗優しを安しない 指定船
関税が免除されるものである場合(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。) 2 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		適用
の関税が免除されるべき粗糖を含む。) 2 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国	1	輸入申告に係る指定糖が関税定率法第14条(無条件免税)の規定により
2 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による集品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		関税が免除されるものである場合(関税が課されるものとした場合にそ
定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		の関税が免除されるべき粗糖を含む。)
その関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国	2	輸入申告に係る指定糖が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規
場合 3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による集品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		定によりその関税が免除される砂糖(関税が課されるものとした場合に
3 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による集品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		その関税が免除されるべき粗糖を含む。以下同じ。)又は混合糖である
税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による集品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		場合
4 輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による集品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国	3	輸入申告に係る指定糖が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等の免
品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が 免除される砂糖又は混合糖である場合 5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		税)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖である場合
免除される砂糖又は混合糖である場合	4	輸入申告に係る指定糖が関税定率法第19条の2(課税原料品等による製
5 輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関税が
安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国		免除される砂糖又は混合糖である場合
	5	輸入申告に係る指定糖が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
		安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国
事例の地位は例がも間に同う例がは分子の間に同うのは日		軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律
(昭和27年法律第112号)第6条(関税の免除)(日本国における国際		(昭和 27 年法律第 112 号)第 6 条(関税の免除)(日本国における国際
連合の軍隊地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関す		連合の軍隊地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関す
る法律(昭和29年法律149号)第4条(関税法等の特例)において準用		る法律(昭和29年法律149号)第4条(関税法等の特例)において準用
する場合を含む。) の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合機		する場合を含む。)の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖
である場合		である場合

別表3 買入れの価格及び価額

	区分	買入れの価格(円/トン)	買入れの価額(円)
粗糖	価格調整法	平均輸入価格	左記の価格×売買数量 (注)円未満は端数を切り 捨てるものとする。(以下同 じ。) 左記の価格×売買数量
高糖度原料糖	施2す洋一関的的締規に環ーッるび協国則規太トプ包先定かりませいのの	平均輸入価格 1.000 +	
糖	輸入された もの	(注) 計算の過程でトン当たり単価の算出は点線で示した部分※印 において円未満の端数を四捨五入するものとする。(以下同じ。)	
	上記以外のもの		左記の価格×売買数量

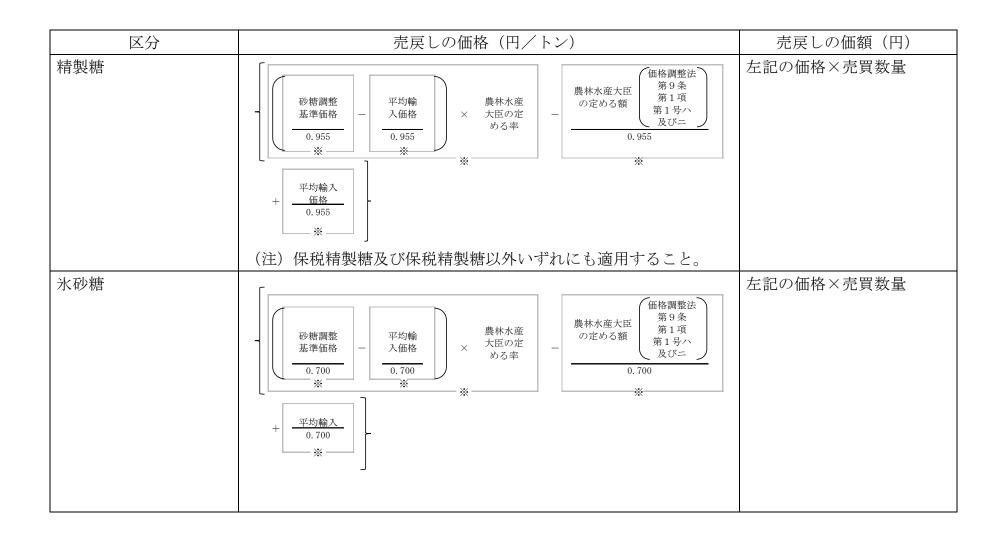
	区分	買入れの価格(円/トン)	買入れの価額(円)
精製	唐	仕入書等により算出された輸入港本船渡しによる価格とロンドン白糖の最近月の先物価格により算出される同価格のいずれか低い額を採用して価格調整法施行規則付録第1の算式により得た額と価格調整法施行規則付録第2の算式によって得た額の合計額と平均輸入価格を精製糖歩留まりで除して得た額のいずれか低い額を買入れの価格(精製糖換算輸入価格)とし、精製糖換算輸入価格計算表(別紙第3号-2様式)により算出するものとする。 (注)当該指定糖が保税精製糖にあっては、精製糖換算輸入価格によらず、平均輸入価格を0.955で除した額を買入れの価格とする。	左記の価格×売買数量
氷砂	唐		左記の価格×売買数量
角砂	糖		左記の価格×売買数量
特殊糖	高糖度粗糖 香味着色糖 粉糖 顆粒糖 その他		左記の価格×売買数量

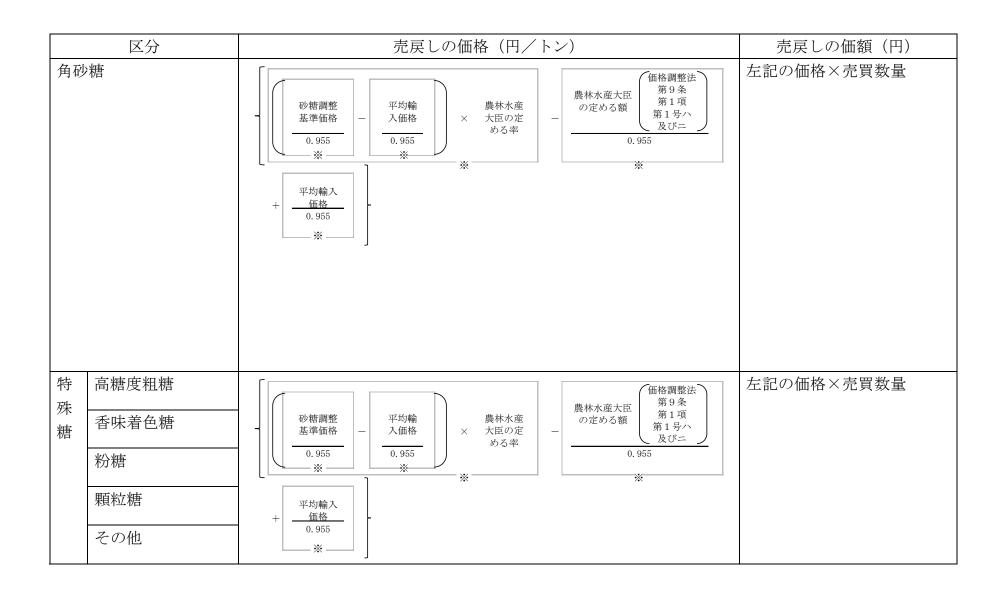
	区分 買入れの価格(円/トン)		買入れの価額(円)
	砂糖水 香味着色糖水	平均輸入価格 ※ 0.955 ※	左記の価格×売買数量
混合糖	混合糖(粗糖)	 (注) 品質格差率とは、次表(価格調整法施行規則第4条の表)に掲げる割合とする。(以下同じ。) 砂糖以外の糖の種類 割合(品質格差率)百分率 異性化糖 300/100 果糖 600/100 水あめ 200/100 ぶどう糖 400/100 その他の糖 100/100 	左記の価格×売買数量
	混合糖(粗糖以外)	平均輸入価格 × 砂糖含有率 + 平均輸 × 砂糖以外の入価格 × 樹の割合 × 品質格差率 ※ ※	左記の価格×売買数量

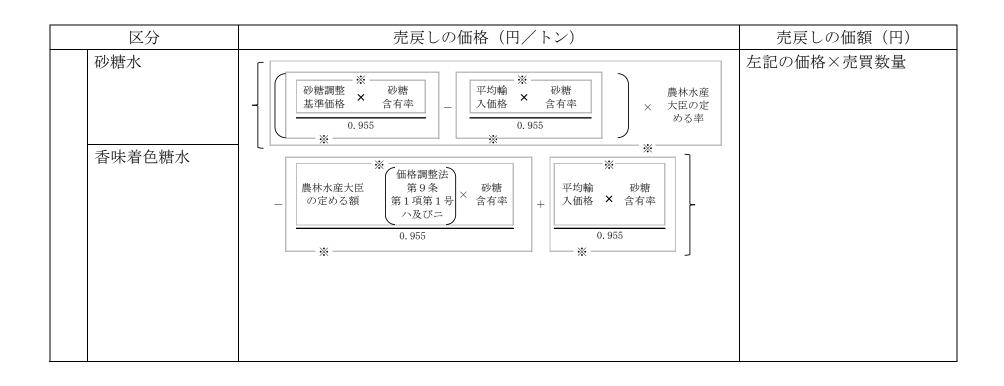
区分	買入れの価格(円/トン)	買入れの価額 (円)
特定混合糖	質人れの価格 (円/トン) 仕入書等により算出された輸入港本船渡しによる価格とロンドン 白糖の最近月の先物価格により算出される同価格のいずれか低い 額を採用して価格調整法施行規則付録第3の算式によって得た額 と価格調整法施行規則付録第4の算式によって得た額の合計額(特定混合糖換算輸入価格)と平均輸入価格に砂糖含有率を乗じて得た額を精製歩留りで除して得た額(特定混合糖調整額)のいずれか低い額を買入れの価格とし、特定混合糖換算輸入価格計算表(別紙第3号—3様式)により算出するものとする。 「特定混合糖換算輸入価格」 (型均輸入価格)と平均輸入価格計算表(別紙第3号—3様式)により算出するものとする。	買入れの価額(円) 左記の価格×売買数量
	*	

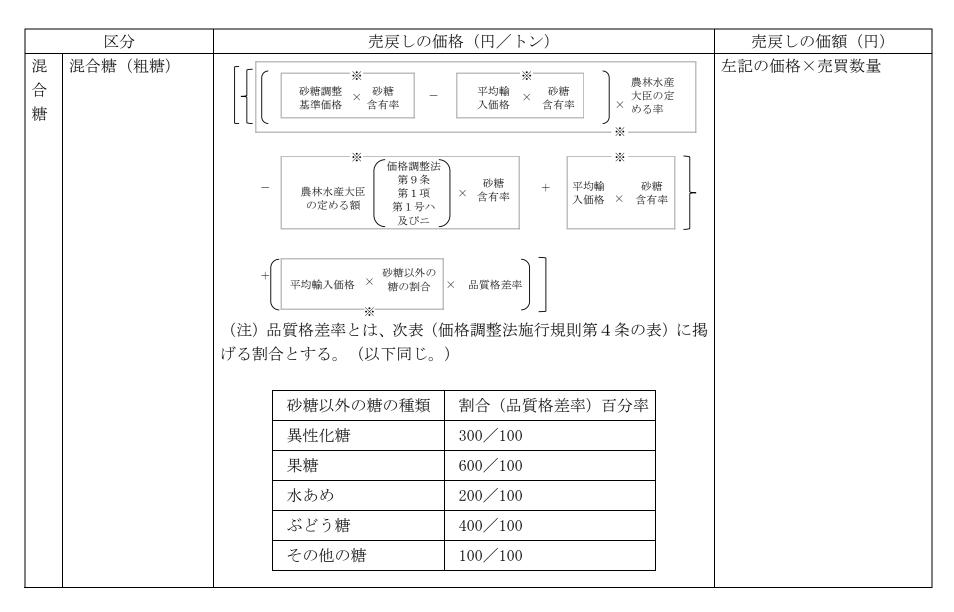
別表4-1 売戻しの価格及び価額(要領第11条の本文が適用される場合)

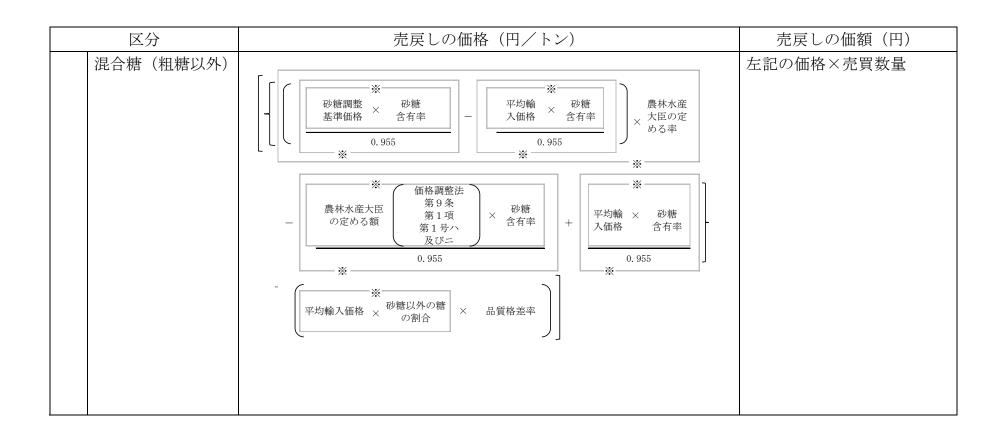
区分	売戻しの価格(円/トン)	売戻しの価額(円)
粗糖	 (注) 計算の過程でトン当たり単価の算出は点線で示した部分※印において円未満の端数を四捨五入するものとする。(以下同じ。) 	左記の価格×売買数量 (注)円未満は端数を切り捨 てるものとする。(以下同 じ。)
高糖度原料糖	でいた。 ではいます。 で	左記の価格×売買数量

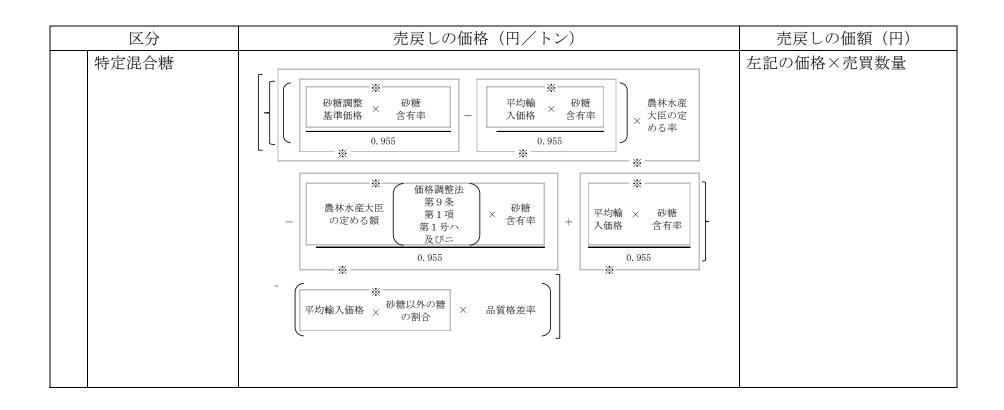






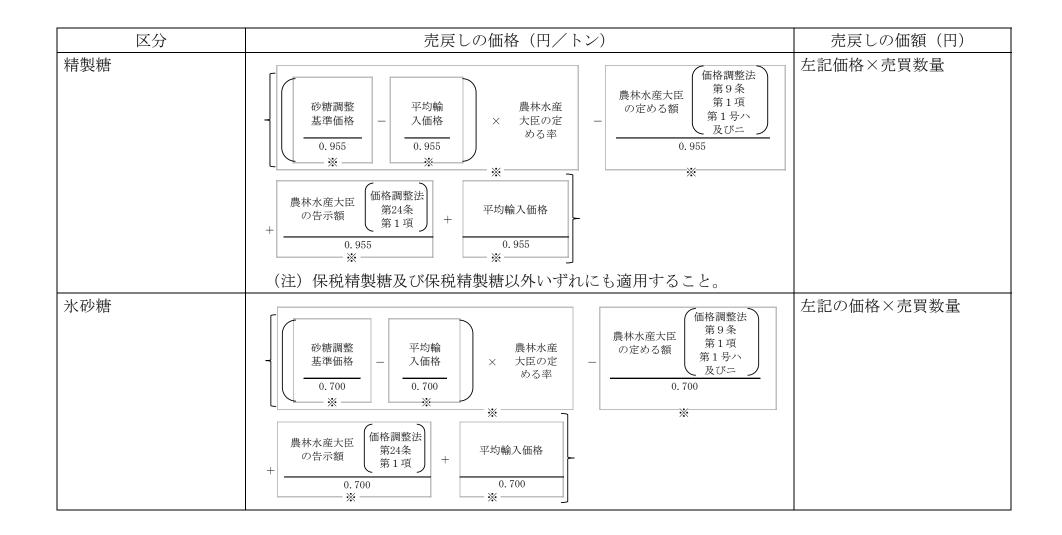


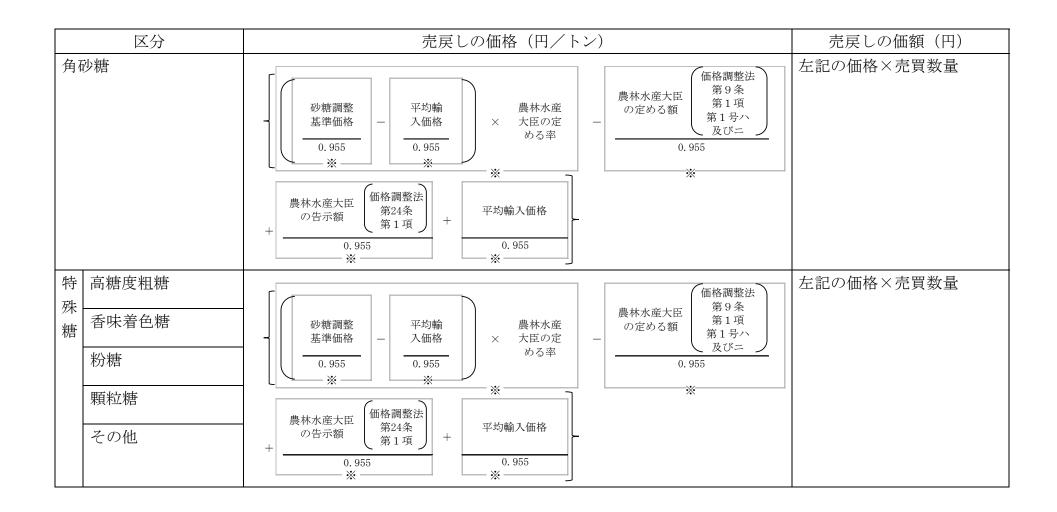


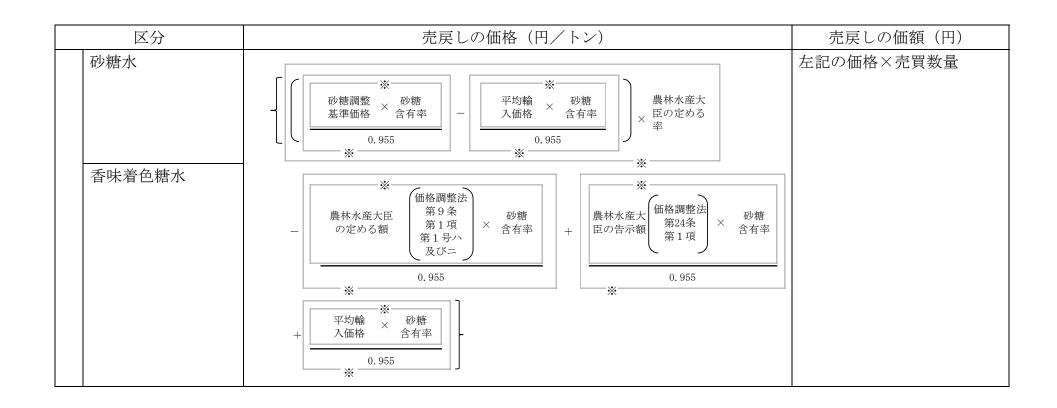


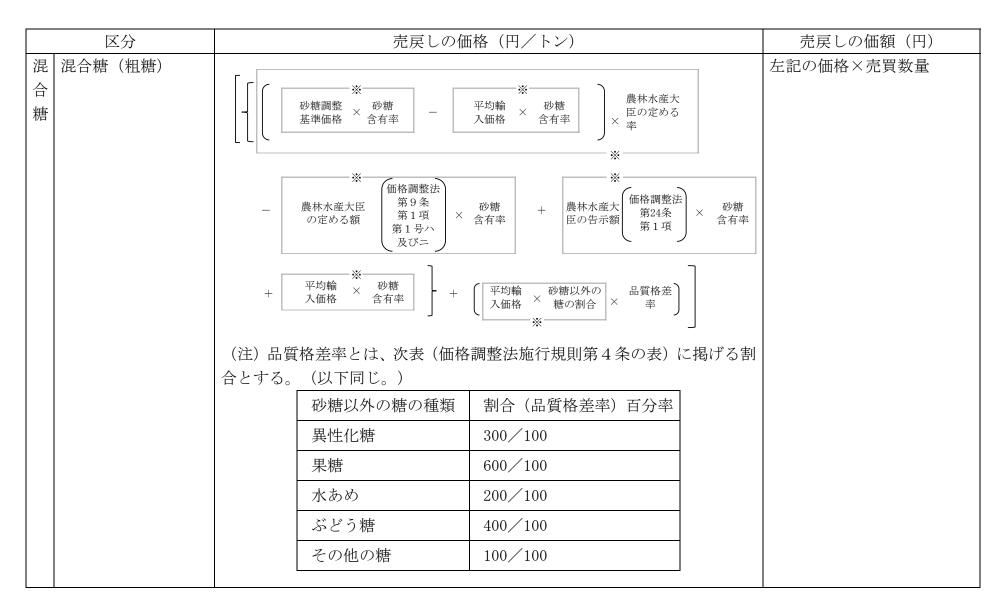
別表4-2 売戻しの価格及び価額(要領第11条のただし書きが適用される場合)

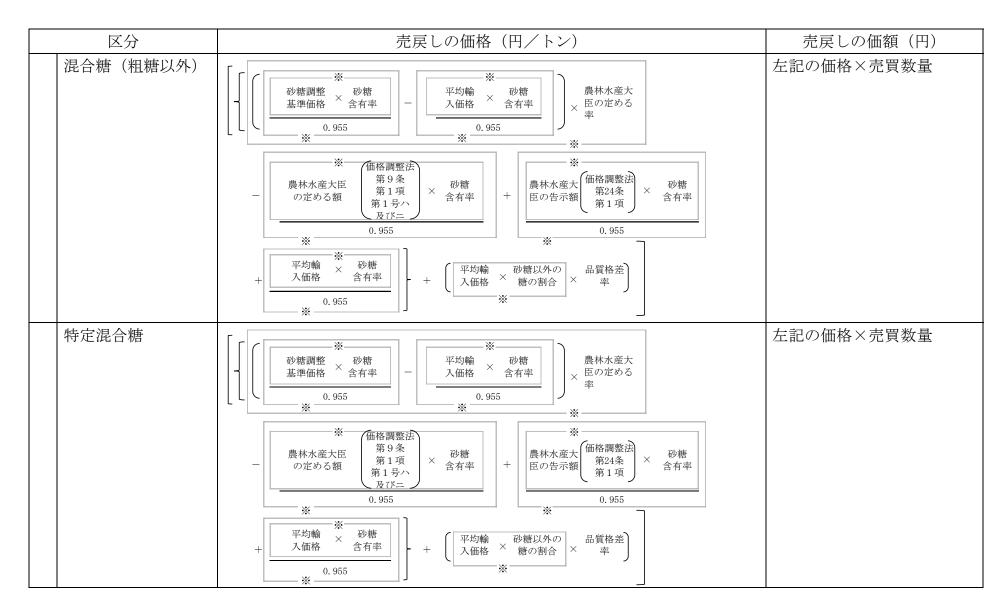
区分	売戻しの価格(円/トン)	売戻しの価額(円)
粗糖	● 大学 では できます できます できます できます できます できます できます できます	左記の価格×売買数量 (注)円未満は端数を切り捨てるものとする。(以下同じ。)
高糖度原料糖	世界 (個格調整法	左記の価格×売買数量











別表 5 買入れ及び売戻しの価格の減額方法

	区分	計算式	
1	税関で決定した減額率	税関で決定した低下後の輸入価額 正常な場合の輸入価額 = 輸入価額の低下の割合(減額率)	
		(小数点以下第5位まで算出し、小数点以下第5位を四捨五入する)	
2	減額後の買入れの価格	買入れの価格×減額率=減額後の買入れの価格(円未満を四捨五入する)	
3	減額後の売戻しの価格	売戻しの価格×減額率=減額後の売戻しの価格(円未満を四捨五入する)	

- (注1)税関で決定した低下後の輸入価額は、当該減額申請に係る輸入許可書等記載の申告価格(税関で修正した場合はその金額)とする。
- (注2) 関税が課される指定糖にあっては、正常な場合の輸入価額は、注1の申告価格÷(輸入許可書等記載の関税額(税 関で修正した関税額)÷正常な場合の関税額)で小数点以下第5位まで算出し、小数点以下第5位を四捨五入する。
- (注3) 関税が無税である指定糖にあっては、正常な場合の輸入価額は、税関で修正する前の申告価格とする。

(別紙第1号様式)

売買手続届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所名 称役職・氏名印

令和 年 月 日からの貴機構との売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う一切の事務手続について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3の対象品目に係る売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については 一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の 印鑑
使用印鑑	
120/14/1 James	

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに✔をし、該当する項目に必要事項を記入してください。)

- (1) 売買用Web サイトを利用する $\rightarrow 3$ を記入してください。
- (2) 売買用Webサイトを利用しない →下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

主に利用する売買申込方法

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先 部署1

	禾	川用部署名	
去海然由江北		対象品目	
売渡等申込者 用	詳細	〒・住所	
ログインID	: 細 情 報	電話番号	

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者(通関業者等)

	, , ,	THE BUSINESS OF THE STATE OF TH			
売買事務	利用会社部署名				
手続 代行者用	詳細	〒・住所			
ログイン I D	細情報	電話番号			

注:売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者(通関業者等)用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールに	会社部署名	
よる送付先	電話番号	

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者 (連絡先)

担当部署名		
〒・住所		
電話番号		
担当者氏名	メールアドレス	

注:担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

ノールたトス学	会社部署名	
ノールによる医	電話番号	
19元	担当者氏名	メールアドレス

- 5 添付書類(初回の届出に限る。)
 - (1) 初回の申込みにおいては、別紙1の「売渡し申込みについて」を添付すること。(指定糖並びに輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖に限る。)
 - (2) 法人内における内部委任を行う場合は、別紙2の「委任状」を添付すること。
- (注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、詳細情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出るものとし、書面の提出は省略することができるものとする。
- (注2) ログイン I Dを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログイン I D廃止届出書(任意様式)を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2の「委任状」に記載された代理人が届け出ることができます。
- 2 「3の売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
 - ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
 - ② 売買事務手続代行者(通関業者等)へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインID欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用(通関業者等)にのみログインIDを交付することはできません。(国内産異性化糖を除く。)
 - ③ 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の変更については、「1 売買申込みに使用する代表者の印鑑」の押印を省略することができます。
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及 び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。
- 4 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調 製品・指定でん粉等のうち該当するものを全て記載してください。

(別紙1) 「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
1	売渡等申込者名称	
2	輸入目的及び用途 (具体的に)	
3	原産国 (輸入国)	
4	種類及び名称 (具体的に)	
5	年間輸入予定数量(トン)	
6	主な蔵置場所 (所在地及び倉庫名)	
7	通関する頻度	
8	その他 (販売先等)	

⁽注) 内容等が複数ある場合は、すべてを記載すること。

(別紙2)

委 任 状

令和 年 月 日

委任者 住所 名称 役職・氏名 印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、下記3の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

1 代理人

住所

名称

役職・氏名

2 対象品目

指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等 3 委任事項

令和 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び延滞金を含む。)の納付に関する一切の事項

注1:委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。

注2:2の対象品目に○をつけること。

(別紙第2号様式)

ログインID通知書

番 号 令和 年 月 日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

- 1. 壳渡等申込者
- 2. ログインID

ユーザ名	ログイン I D

3	3. 対象品目		
4	1_ 備考		

注: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合があります。

指定糖売渡し及び買戻し申込書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

通知者 名 称 輸入申告者 氏名(名称) 申込者 住所 名称

役職・氏名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により指定糖を売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定糖売 買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの契約の 変更が必要となることについて了知します。

記

平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 (コード)	売買差額合計
円	月 日から 月 日まで		令和 年 月 日			円

	種類	統計品日悉号	統計品日番号	統計品目番号	統計品目番号	統計品目番号	統計品日悉号	統計品目番号	統計品目番号	統計品目番号	統計品日番号	統計品目番号	統計品目悉号	統計品目番号	統計品日番号	売買数量			5	買戻価額	売買差額	関税の課税標準 となるべき価格	原産地	_	適用
	EAR	// H 1 11 11 11 17	(輸入申告数量)	単価 金額		単価	金額					AB/11													
1			M/T	円	円	円	円	円	円																
2			M/T	円	円	円	円	円	円																
3			M/T	円	円	円	円	円	円																
4			M/T	円	円	円	円	円	円																
5			M/T	円	円	円	円	円	円																

担保区分	□特定担保 □根担保 (担保番号:)	納付方法	□担保金充当	□個別納付	□個別納付 (延長)	□一括納付
	: □侬担休 (担保备方:)					

指定糖の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名 科

役職・氏名

殿

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより指定糖売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。



指定糖売渡し及び買戻し申込書の記載注意

- 1 「通知者」は、売渡等申込者が農林水産大臣の定める数量の通知を受けた者と異なる場合に当該通知を受けた者を記載すること。
- 2 「輸入申告者」は、売渡等申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。
- 3 「種類」は、別表1に掲げる指定糖の分類(粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖、特殊糖、混合糖)を記入 すること。
- 4 「統計品目番号」は、別表1に掲げる指定糖の統計品目番号を記入すること。
- 5 「売買数量(輸入申告数量)」の記載は、M/T単位とし、小数点(M/T)以下第3位までとすること。
- 6 「売渡価額の単価」は別表3に基づき算出すること。
- 7 「買戻価額の単価」は別表4-1又は4-2に基づき算出すること。
- 8 「売渡価額の金額」は「売渡価額の単価」に「売買数量(輸入申告数量)」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。
- 9 「買戻価額の金額」は「買戻価額の単価」に「売買数量(輸入申告数量)」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。
- 10 「関税の課税標準となるべき価格」は、輸入申告書の申告価格 (CIF)の千円未満を切り捨てた価格を記入すること。 なお、従量税品が適用される指定糖にあっては「一」を記入すること。
- 11 要領第4条第5項第10号、第11号及び第12号に規定する条件付き売買契約に係る申立書及び同意書を添付する条件付き売渡し及び買戻しの申込みの場合は、適用欄に「条件付き」と記載し、納付方法は選択しないものとすること。

(別紙第3号-2様式)

精製糖換算輸入価格計算表

1 価格調整法施行規則付録第1の算式の額+価格調整法施行規則付録第2 の算式の額= 円/トン

① 価格調整法施行規則付録第1の算式の額

P1 輸入港本船渡しによる価格 (円/トン)

と(ロンドン白糖平均価格+※精製糖運賃等標準

額)の価格(円/トン)を比較して、

いずれか低い額 円/トン

P1+P2 (※輸入諸掛り 円/トン) 円/トン

② 価格調整法施行規則付録第2の算式の額 円/トン

T 1 + C 1 - (T 2 + C 2)

2 平均輸入価格

精製歩留り 円/トン

3 上記1及び2により算出された価格を比較して、

いずれか低い価格 円/トン

4 精製糖換算輸入価格

円/トン

- 注(1) 各計算ごとに円未満を四捨五入する。
 - (2) この表の輸入港本船渡しによる価格とは、仕入書等によるCIF価格 に基づいて計算した価格であり、次の計算式による。

CIF価格×為替レート÷数量=トン当たり円価CIF価格=輸入 港本船渡しによる価格

- (3) 精製糖換算輸入価格欄には、1により算出された価格が適用される場合にあっては、10円未満を四捨五入した価格を記載し、2により算出された価格が適用される場合にあっては、2の価格を記載する。
- (4) ※印は、価格調整法施行規則付録に基づき農林水産大臣が定める標準的な 費用の額

特定混合糖換算輸入価格計算表

1 価格調整法施行規則付録第3の算式の額+価格調整法施行規則付録第4 の算式の額= 円/トン

- ① 価格調整法施行規則付録第3の算式の額
 - P1 (輸入港本船渡しによる価格ー価格調整法第7条第2号ロの価格)の額(円/トン)と{(ロンドン白糖平均価格+※精製糖運賃等標準額)×砂糖含有率|の額

(円/トン)を比較して、いずれか低い額

円/トン

P2 (※輸入諸掛り 円/トン)×砂糖含有率

円/トン

P 1 + P 2 ② 価格調整法施行規則付録第 4 の算式の額 円/トン円/トン

T 1 + C 1 - (T 2 + C 2)

2 <u>平均輸入価格</u> ×砂糖含有率 精製歩留り

円/トン

3 上記1及び2により算出された価格を比較して、 いずれか低い価格

円/トン

4 買入価格

(上記3の価格+価格調整法第7条第2号ロの価格)

円/トン

- 注(1) 各計算ごとに円未満を四捨五入する。
 - (2) この表の輸入港本船渡しによる価格とは、仕入書等によるCIF価格 に基づいて計算した価格であり、次の計算式による。

CIF価格×為替レート÷数量=トン当たり円価CIF価格=輸入 港本船渡しによる価格

- (3) 価格調整法第7条第2号ロの価格は、次の計算式による。 平均輸入価格×砂糖以外の糖の含有率×品質格差率
- (4) 買入価格を算出するにあたり、3の価格が、1により算出された価格が適用される場合には、10円未満を四捨五入して計算し、2により算出された価格が適用される場合には、2の価格をもって計算する。
- (5) ※印は、価格調整法施行規則付録に基づき農林水産大臣が定める標準的な費用の額

売買申込み送り状

(□売買用Webサイト □郵送方式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長 殿

(送付者) (売渡等申込者)

名称名称部署名部署名担当者名担当者名電話番号電話番号

ファクシミリ番号 ファクシミリ番号

下記について売渡・買戻申込書及び添付書類を別添のとおり本状を含め 枚送付します。

記

申	込	日	輸入申告日	対象品目	統計品目番号•数量	輸入申告番号
	月	日	月日		M/T	

- (注):1 申込み方式にチェックしてください。
 - 2 「名称・部署名・担当者名」には社印又は代表者印は不要です。
 - 3 本送り状の送付者が売渡等申込者と異なる場合は、それぞれ記入してください。
 - 4 統計品目番号ごとに数量を記入してください。
 - 5 税関提出用に承諾書の送付を希望する場合は、次に送付先(あらかじめ機構に届出のあったものに限ります。)を記入してください。

名称・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

6 売買用Webサイトを利用して売渡・買戻申込書等を提出する場合は、本送り状は省略できます。

(別紙第5号様式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

住 所(又は所在地)氏 名(又は名 称)印

同 意 書

当社が令和 年 月 日に砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第2号の条件を付して売渡し及び買戻しの申込みを行った指定糖については、当該指定糖の全部又は一部に関税の徴収が行われることとなった場合において、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額を当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項に規定する売戻しの価格により算出される価額に訂正されることとなっても異存はありません。

(注) 一括同意書の場合には「令和 年 月 日」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日の間において」に、「申込みを行った」を「申込みを行う」に改める。

(別紙第6号-1様式)

条件付き売買契約に係る申立書(試験・開発用)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

申込者 住所(又は所在地)申込者氏名(又は名称)

下記貨物は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条の規定に基づき、同条第3号に掲げる条件を付して売渡しの申込みを行うことにより当該契約に係る売買差額の免除を受けようとするものであることを申し立てます。

なお、下記記載内容が事実と異なった場合、指定糖売買要領第22条第1項第5号の規定による契約の解除が行われないこととなっても異存はありません。

記

- 1 数量
- 2 関税割当証明書番号
- 3 輸入申告番号
- 4 輸入申告税関名
- 5 試験・開発の用途(砂糖をどのような試験・開発に使用するかを具体的に記入)
- 6 試験・開発予定期間
- 7 試験・開発を行う所在地及び使用場所

記載注意:5から7までの記載にあっては、試験開発計画書の写しの提出をもって代えることができる。

(別紙第6号-2様式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

住 所(又は所在地) 氏 名(又は名 称) 印

同 意 書(試験·開発用)

当社が令和 年 月 日に砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第3号に掲げる条件を付して売渡しの申込みを行った指定糖の全部又は一部について、当該条件に従った用途(「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第2章附属書2-Dの日本国の関税率表付録Aの第B節32(a)(ii)の証明書(TWQ-JP32に係る試験開発証明書)の取扱いについて」(平成30年11月6日付け30政統第1284号政策統括官通知)6又は「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章付属書2-A第3編の日本国の関税率表第B節の17(a)(ii)の証明書(TRQ-16に係る試験開発証明書)の取扱いについて」(平成30年12月21日付け30政統第1499号政策統括官通知)6に定める試験開発計画書に掲げる用途を含む。)に使用されなくなった場合においては、

- ① 当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条に規定する試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について解除されなくなるとともに、当該契約に係る売買差額は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額に訂正されること、及び
- ② 当該条件に従った用途に使用されていなかったことが、万一、当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除された後に明らかになった場合には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条に規定する試験開発証明書に基づいて輸入された指定糖の全量について解除されなかったとしたときに適用されるべき売買差額(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額)に相当する額を、別途、貴機構に納付すること

に異存ありません。

(注) 一括同意書の場合には「令和 年 月 日」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日の間において」に、「申込みを行った」を「申込みを行う」に 改める。

(別紙第6号-3様式)

条件付き売買契約に係る申立書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

申込者 住所(又は所在地)(精製糖会社)氏名(又は名称)印申告者 住所(又は所在地)(製造会社)氏名(又は名称)印

下記貨物は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条の規定に基づき、同条第4号イ又はハに掲げる条件を付して売渡しの申込みを行うことにより、当該契約に係る売買差額の免除を受けようとするものであることを申し立てます。

なお、下記記載内容が事実と異なった場合、指定糖売買要領第22条第1項第6 号の規定による契約の解除が行われないこととなっても異存はありません。

記

- 1 原料品名
- 2 数量
- 3 蔵入承認番号
- 4 輸入申告番号
- 5 輸入申告税関名
- 6 製品名(1の原料から製造した砂糖を経て製品を作る場合は、製造した砂糖 の種類(グラニュー糖等)及び製品の名称を記入)
- 7 製造予定数量(1の原料から製造した砂糖を経て製品を作る場合は、製造した砂糖及び製品の数量を記入)
- 8 製造予定期間
- 9 製造工場の名称及び所在地

(別紙第6号-4様式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

住 所(又は所在地)氏 名(又は名 称)印

同 意 書

当社が令和 年 月 日砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号のイ又はハに掲げる条件を付して売渡しの申込みを行った粗糖又は高糖度原料糖の全部又は一部について、本邦から輸出される粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖又は価格調整法施行規則第1条の2第2項に定める製品の製造に使用されなくなった場合においては、

- ① 当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除されなくなるとともに、当該契約に係る売買差額は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額に訂正されること、及び
- ② 当該条件に従った用途に使用されていなかったことが、万一、当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約が解除された後に判明した際には、当該契約が解除されなかったとしたときに適用されるべき売買差額(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第24条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、売渡・買戻申込書に記載した買戻価額が当該指定糖の輸入申告のときに適用された同項の規定により定められる売戻しの価格により算出される価額)に相当する額を、別途、貴機構に納付すること

に異存はありません。

(注) 一括同意書の場合には「令和 年 月 日」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日の間において」に、「申込みを行った」を「申込みを行う」に改める。

(別紙第7号-1様式)

独立行政法人農畜産業振興機構									
納 付 通 知 書 (個別納付)									
整理番号及び納入者									
承諾番号									
令和 年度糖価調整事業収入	金額	指定糖 調整金							
右のとおり納付してください。		延納金及	び延済	帯金が	ある場	合は、	要領		
令和 年 月 日	延納金 延滞金	に定められた計算方式により計算して、その額と合わせて納付してくださ							
独立行政法人農畜産業振興機構	納付目的	い。 売買差額の納付							
	納付期限	令和		年	月	日			
理事長 印	延納付期限	令	和	年	月	日			
(機構記入欄)									

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

(別紙第7号-2様式)

独立行政法人農畜産業振興機構										
納 付 通 知 書 (一括納付)										
整理番号及び納入者										
指定糖										
調整金										
延納金及び延滞金がある場合										
は、要領に定められた計算方式 により計算して、その額と合わ せて納付してください。										
売買差額の納付										
令和 年 月 日										
4										

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

納付金明細

承諾番号	納入金額
合計金額	

(別紙第8号-1様式)

指定糖売買差額一括納付申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

指定糖売買要領第 13 条第 3 項の規定により、 年 月~ 年 月 において輸入許可等を受けようとする買入・売戻契約に係る売買差額を、各月 の末日の翌日から起算して 10 日以内に一括納付したく申請します。 (記載注意) 期間の指定は、一年を限度として申請すること。

(別紙第8号-2様式)

指定糖売買差額一括納付承認書

番号

令和 年 月 日

氏名(又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった指定糖売買差額一括納付については申請のとおり承認します。

(別紙第9号-1様式)

指定糖売買差額納付期限延長申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長殿

住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

下記のとおり納付期限の延長を申請します。

記

1 個別延長

売買申込年月日	年 月 日
売 買 申 込 数 量	M/T
売 買 差 額	円
輸入申告番号	
輸入申告予定年月日	年 月 日
輸入許可等予定年月日	年 月 日
売買差額納付予定期限	年 月 日

2 包括延長

輸入許可等予定年月	年	月
売買差額納付期限	年	月末日

⁽注) 個別延長の場合は1の事項に、包括延長の場合は2の事項に記入して下さい。

(別紙第9号-2様式)

指定糖売買差額納付期限延長承認書

番 号 令和 年 月 日

氏名(又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった指定糖売買差額納付期限延長については 申請のとおり承認します。

※(なお、個別延長の輸入申告番号等は下記の1のとおりです。)

記

1 個別延長

輸入申告番号	
承 諾 番 号	
売買差額納付期限	

2 包括延長

輸入許可等予定年月	年	月
売買差額納付期限	年	月末日

[※]包括延長のみの場合は、記載しない。

(別紙第 10 号様式)

	独	立	行	政	法	人	農	畜	産	業	振	興	機	構
					領	収	済	通	知	書				
契約の相手方														
承諾番号														
令和 年度糖品	田調	整	丰業	収え	\						埕	定	塘	
右のとおり領収したので通知します。				金		額		調整会						
令和 年	月		日											
独立行政法人農畜産業振興機構						Ī	収入決定 年月日							
理事長				E	[]									
			充	当目	自目的		担保金を指定糖売買差額に 充当		指定糖売買差額に					

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

(別紙第11号様式)

条件付き売買契約に係る製造終了及び輸出完了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

届出者 住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号イに規定する指定 糖の製造が終了し、別添、輸出許可書(写し)のとおり輸出したので、指定糖売 買要領第22条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告します。

なお、同条第4項の規定に基づく実地確認によって、下記記載内容が変更になっても異存ありません。

記

製 品 名		製品の数量
売買契約年月日		売 買 契 約 者
契 約 数 量		承 諾 番 号
輸入申告番号		輸入許可年月日
輸入許可税関名		輸 出 先 国
製 期 間	令和 年 月	月 日から令和 年 月 日
製造工場の名称及		
び 所 在 地		

(注)輸出した砂糖の糖度が把握できる分析表(国際砂糖分析統一委員会(ICUMSA)が定めた分析法により糖度を測定したもの)及び輸出許可書の写しを添付するものとする。ただし、グラニュー糖、氷砂糖、角砂糖など砂糖の糖度が99.5 度以上の場合は分析表の添付を省略することができるものとする。

(別紙第12号様式)

輸出貨物の製造及び輸出完了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

届出者 住所(又は所在地)

(製造者) 氏名(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ロに規定する同法施行規則第1条の2第1項に定める食品の製造が終了し、別添、輸出許可書(写し)のとおり輸出したので、指定糖売買要領第22条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告します。 なお、同条第4項の規定に基づく実地確認によって、下記記載内容が変更になっても異存ありません。

記

製造工場名称

No.	#A.U.	売買差額の返還を受けるこ 輸出貨物		売買契約	売買契約者	承諾番号	輸入申告番号	輸入許可	
	平的 仁 	1貝物	とができ	る原料品	年月日				年月日
	品名	数量(M/T)	種類	数量(M/T)					
1									
2									

⁽注)「売買差額の返還を受けることのできる原料品」については、その製品における砂糖の含有量が把握できる第三者機関の分析表、譲渡証明書及び輸出許可書の写しを添付するものとする。

(別紙第13号様式)

条件付き売買契約に係る製造終了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

届出者 住所(又は所在地) (製造会社)氏名(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ハに規定する同法施行規則第1条の2第2項に定める製品の製造が終了したので、指定糖売買要領第22条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告します。

なお、同条第4項の規定に基づく実地確認によって、下記記載内容が変更になっても異存ありません。

記

製 品 名		製品の数量			
売買契約年月日		売 買 契 約 者			
承 諾 番 号		売買契約数量			
輸入申告番号		輸入許可年月日			
製期間	令和 年	月 日から令和	年	月	目
製造工場の名称及 び 所 在 地					

- (注) 1. 製品の品種ごとの製造歩留りに関する資料を添付するものとする。
 - 2. この報告書は、機構との売買契約者に報告の上、提出すること。

(別紙第14号様式)

売買差額返還請求書

令和 年 月 日

印

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住 所(又は所在地) 氏 名(又は名 称)

金額 円

左記金額の返還を請求いたします。

- 1 返還請求する理由
- 2 買入れ及び売戻し承諾書番号
- 3 売買差額の納付年月日
- 4 返還を請求する額の計算基礎
- 5 返還金振込先

F171		
金融機関名	預金の種類	
支 店 名	口座番号	
名 義 人		

記

(M/T、円)

No.	承諾番号	納付年月日	返還請求数量	売渡単価	売渡価額	買戻単価	買戻価額	返還請求額
			A	В	$C = A \times B$	D	$E = A \times D$	E-C
	合計		_					-

- (注1) 返還請求数量は、機構と売買契約した品目 (糖種) ベースの数量を記載すること。
- (注2) 円未満は端数を切り捨てること。

(記載注意) 売買用Web サイトを利用して作成し、機構に提出する場合は押印を省略できる。

(別紙第15号様式)

譲 渡 証 明 書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住 所(又は所在地)氏 名(又は名 称)

令和 年 月 日貴機構と売買契約済の下記1の指定糖の全部又は一部を下記2のとおり譲渡したことを証明します。

なお、これと同時に指定糖売買要領第22条第1項第3号又は第6号に該当する場合は同条第3項の規定による売買差額の返還の請求権及び同条第4項の規定に基づく実地確認も併せて移転することを通知します。

記

1 当初機構と売買契約した内容

承諾番号	種類	数量	売買差額	売買差額納 付年月日

売渡単価	買戻単価	備考

2 譲渡した相手先並びに種類及び数量

譲渡した相手先	譲渡した種類及び数量
一議後した相子元	種 類 数 量 備 考
住 所 (又は所在地)	
氏 名(又は名称)	